

善通寺商工会議所 一般事業主行動計画

当所では、職員が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けられる職場環境を整備することを目的として、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年2月1日～2028年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、

取得率80%以上

<対策>

- 2026年2月～ 育児休業取得前に、本人および上司との面談を実施し、休業中および復帰後の働き方について確認する。
- 2026年2月～ 各職場における休業者の業務カバーリング体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施する。

目標2：法定時間外労働の月平均時間数を45時間未満にする。

<対策>

- 2026年2月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組を実施する。
- 2026年4月～ 毎月、法定時間外労働時間を集計・分析し、月30時間を超える職員については管理職が業務内容の確認を行う。